

行政事業レビューシート (環境省)						
予算事業名	自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付		事業開始年度	昭和49年	作成責任者	
担当部局庁	総合環境政策局環境保健部		担当課室	企画課	弥元伸也	
会計区分	一般会計		上位政策	環境保健対策の推進		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律 第49条、附則第9条		関係する計画、通知等	該当なし		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損失を填補するための補償及び被害者の福祉に必要な事業を行うことにより健康被害に係る被害者の迅速かつ公平な保護及び健康の確保を図ること					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)に基づく補償給付及び公害健康福祉事業に要する費用に充てるため(独)環境再生保全機構が旧第1種指定地域の自治体に納付する納付金のうち、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分(2割相当)として当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付するもの。なお、8割相当は(独)環境再生保全機構が、公健法に基づく汚染負荷量賦課金としてばい煙発生施設設置者から徴収している。					
実施状況	1. 対象地域: 39県市区(旧第1種指定地域) 2. 認定患者数: 42,732人(平成22年3月末現在)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	10,753	10,155	9,841	9,624	-
	執行額	10,747	10,148	9,834		
	執行率	99.9%	99.9%	99.9%		
	総事業費(執行ベース)	57,033	55,011	52,604		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先:(独)環境再生保全機構 用途の把握水準: 四半期ごとの報告により、手当の種類ごとに人数、件数、支給額を詳細に把握している。 状況: 機構が、ばい煙発生施設設置者から徴収する汚染負荷量賦課金と合わせ旧第1種指定地域の自治体を実施する補償給付等に必要な財源を確実に納付している。				
	見直しの余地	公害健康被害者に対する補償給付等のための経費であり、確実に実施する必要がある。				
予算・チーム監視の・所見率						
補記						

環境省
9,834百万円

補償給付費及び公害保健福祉事業の総事業費の2割を自動車分として自動車重量税収入を財源として交付

ばい煙発生施設設置者
42,770百万円

補償給付費及び公害保健福祉事業の総事業費の8割をばい煙発生施設設置者から汚染負荷量賦課金を機構が徴収

A. (独)環境再生保全機構
52,604百万円

国及びばい煙発生施設設置者から徴収した補償給付費及び公害保健福祉事業に要した経費を地方自治体へ納付。

B. 地方公共団体(旧第1種指定地域:39県市区)
49,592百万円

認定患者へ医療費等の補償給付費を支給。
認定患者へリハビリテーション等福祉事業を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.環境再生保全機構					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
納付金	補償給付費等	49,592			
その他	納付財源引当金繰入	3,012			
計		52,604	計		0
B.大阪市					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補償給付費		10,487			
公害保健福祉事業費		18			
計		10,505	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0